

西東京市国民健康保険財政健全化計画の概要について

1 策定の目的

一般会計から国民健康保険特別会計への法定外繰入は、一般会計を圧迫する要因のひとつとなっているほか、給付と負担の関係が不明確となり、国民健康保険加入者以外の市民にも負担を求めることになる。

国通知及び東京都国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）においては、平成30年度から、都道府県も国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体となることに伴い、都道府県及び区市町村は、解消・削減すべき赤字の要因分析や必要な対策の整理を行うとともに、区市町村は、その分析結果を踏まえ、赤字解消の目標年次を定めた上で、健康づくりなどの保健事業や医療費適正化、収納率向上の取組、適正な保険料（税）率の設定等、赤字削減に向けた具体的な取組を計画に定め、実施していく必要があるとされている。

なお、赤字の削減・解消に当たっては、被保険者の負担水準に激変が生じないような時間軸を置きつつ、実現可能な削減目標値と具体策を十分に検討するものとしてされている。

このことから、市では、法定外一般会計繰入等の解消・削減すべき赤字について、計画的・段階的な解消に取り組むため、西東京市国民健康保険財政健全化計画（以下「財政健全化計画」という。）を策定する。

2 計画期間

国通知においては、計画期間は原則6年以内とし、計画の第1年次は平成30年度以降とするとされている。

3 計画の変更

国通知においては、市町村は、計画策定後、赤字削減・解消計画の基本方針を変更する場合又は計画の実現が困難と見込まれる場合、あるいは前倒しで計画の実現が見込まれる場合等においては、都道府県と協議の上で、赤字削減・解消計画を変更し、「赤字削減・解消変更計画書」を都道府県に提出するものとされている。

4 解消・削減に向けた取組

国通知及び運営方針においては、市町村は、策定した計画に基づき、保険料（税）率の適正な設定や、健康づくりなどの保健事業、医療費適正化、国民健康保険料（税）の収納率の向上等の具体的な取組を実施していくと定められている。

5 標準保険料率

国の説明では、標準保険料率どおりに賦課・徴収することで、原則として必要な保険料（税）が確保できるものと考えられている。

6 財政健全化計画の削減・解消額

国通知においては、「年度別の赤字削減予定額（率）」欄の数値は、法定外繰入削減予定額又は削減すべき赤字額全体に占める削減額の割合（率）を記入することとされている。